

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(J Aバンク退職者向け金利上乗せ定期貯金)

(平成30年3月1日現在)

商品名	・退職金定期貯金 My Life (マイライフ)	・退職金プラス年金定期貯金 My Life プラス (マイライフプラス)
ご利用いただける方	・退職金のお受取りから1年以内*の個人 ※3ヵ月もの限り、「退職金のお受取りから7ヵ月以内」となります。	・退職金のお受取りから1年以内*で次のいずれかに該当する個人 ① J A年金受給者または J A年金受給予約者 ② J A給与振込指定者 ※3ヵ月もの限り、「退職金のお受取りから7ヵ月以内の個人」となります。
期間	・定型方式 3ヵ月・1年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いとなります。	
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・300万円以上退職金支給額の範囲内とします。 ただし、新規のお預入れに限り300万円まで退職金以外からの受入れを可とします。 ・1円単位	
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。	
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入期間3ヵ月 預入時のスーパー定期貯金3ヵ月ものの店頭表示利率に年1.50%上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・預入期間1年 預入時のスーパー定期貯金1年ものの店頭表示利率に年0.20%上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用金利は、継続日におけるこの定期貯金の店頭表示金利となります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利については窓口でお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・預入期間3ヵ月 預入時のスーパー定期貯金3ヵ月ものの店頭表示利率に年2.00%上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・預入期間1年 預入時のスーパー定期貯金1年ものの店頭表示利率に年0.25%上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用金利は、継続日におけるこの定期貯金の店頭表示金利となります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利については窓口でお問い合わせください。
手数料	—	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができません。 	
預け替え	<p><預け替えを可とする場合></p> <p>「My Life」「My Life プラス」から、「My Life」「My Life プラス」への預け替えはできません。ただし、「3ヵ月もの」に限り、初回満期日以降、1ヶ月以内に「My Life」「My Life プラス」1年以上への預け替えは</p>	

	可能です。(預け替え金額には利息も含まれます。)
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:059-354-8865)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、三重県農業協同組合中央会が設置・運営する三重県JAバンク相談所(電話:059-229-9104)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または三重県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会紛争解決センター (電話:052-203-1777) 民間総合調停センター(大阪府)※ ※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記三重県JAバンク相談所にお申し出ください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取扱いを中止」することがあります。 ・窓口のみでのお取扱いとなります。 ・申込時には、原則、「退職所得の源泉徴収票」など退職金受取金額および退職日が確認できる書類(写)をご提示いただきます。 ・定期貯金の預入期間中は、当JAで継続して年金または給与をお受取り頂くことが条件となります。 ・年金受給予約の場合は、受給開始後は当JAで年金をお受取りいただくことが条件となります。 ・本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取扱いを中止」することがあります。 ・窓口のみでのお取扱いとなります。 ・申込時には、原則、「退職所得の源泉徴収票」など退職金受取金額および退職日が確認できる書類(写)をご提示いただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAみえきた